

SMILE

★今月も笑顔(スマイル)でスタート!~



1月号 Vol.129

今月の SMILE

新年明けましておめでとうございます!

新年明けましておめでとうございます!

中国では今年の元日休みは1月1~3日でした。日本国内の多くの会社が4日までお休みだと思いますので、弊誌の配信を本日5日としました。本年も弊社マイド及び月刊誌スマイルを宜しくお願ひ申し上げます!!

12月10日から11日にかけて、北京で「中央経済工作会议」が開かれました。この会議は、2026年の中国経済運営の基本方針を決める重要な会議です。現在の景気減速に対し、北京当局は「適度に緩和的な金融政策」と「より積極的な財政政策」を引き続き進める方針を打ち出しました。

財政政策については、これまでのように消費刺激だけではなく、地方財政の安定や債務管理にも重点が置かれています。近年、中国の地方政府はインフラ投資などで債務が膨らんでおり、その対応が重要課題となっているためです。これに呼応するかのように、中国の通貨供給量(M2)は拡大傾向が続いている。中国人民銀行の統計によると、2025年11月末のM2残高は約336兆元で、前年同月比8%増となりました。

今回の会議文書では、「供給が多く需要が弱い」という認識が示されました。これは、一部産業で生産能力が必要を上回っている状況を指していると考えられます。中国の貿易統計を見ると、累計の貿易黒字は過去最高水準に達しており、輸出が伸びる一方で、輸入の伸びは比較的鈍い状況が続いている。国内需要の回復が課題であることがうかがえます。

人民元については、当局の管理の下で比較的安定した水準が維持されています。ただし、輸出企業の中には、国際競争の激化により、採算ぎりぎりの価格で受注せざるを得ないケースもあると指摘されています。

今年の財政政策で言われている「より積極的」とは、単に支出を増やすということではなく、地方政府の財政安定や重点分野への投資を通じて、景気の下支えを図るという意味合いが強いように見受けられます。金融政策についても、「紙幣の増刷により、地方財政の資金繰りの改善や債務再編を支援が最優先になると思われます。

一方で、不動産問題の処理、若者の就労状況、そして庶民の消費がどこまで回復していくのか—今後の大きな焦点となりそうです。

馬年にあたり、皆様のさらなるご発展を心よりお祈り申し上げます。ともに前へ進んでまいりましょう!

そして今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!

中国経済情報

マクロ経済情報

CPI と PPI

国家統計局の 2025 年 12 月 10 日の発表によれば、11 月は、家計消費が引き続き回復し、消費者物価指数(CPI)は前月比で 0.1%わずかに低下、前年同月比では 0.7%上昇した。食品とエネルギー価格を除いたコア CPI は、前年同月比で 1.2%上昇した。

国内の一部産業での需給構造の最適化や、国際的な一次商品価格の波及などの要因により、工業生産者出荷価格指数(PPI)は前月比で 0.1%上昇し、前年同月比では 2.2%下落した。

1. CPI の前年比上昇幅が拡大、コア CPI は 1.2%上昇

CPI は前年同月比で 0.7%上昇し、上昇幅は前月より 0.5 ポイント拡大、2024 年 3 月以来の最高となった。前年比の上昇幅が拡大した主な要因は、食品価格が下落から上昇へ転じたためである。食品価格は前月の 2.9%下落から 0.2%上昇へと変わり、CPI への寄与も前月の▲0.54 ポイントから+0.04 ポイントへと変化した。

食品の内訳では、生鮮野菜の価格が前月の 7.3%下落から 14.5%上昇へ転じ、9 か月連続の下落後、初めて上昇に転じた。これにより CPI への押し上げ効果は前月より約 0.49 ポイント拡大した。生鮮果物は前月の 2.0%下落から 0.7%上昇へ。牛肉と羊肉はそれぞれ 6.2%、3.7%上昇し、いずれも上昇幅が拡大した。一方、豚肉と家きん肉はそれぞれ 15.0%、0.6%下落したが、いずれも下落幅は縮小した。

エネルギー価格は 3.4%下落し、下落幅は前月より 1.0 ポイント拡大し、そのうちガソリン価格の下落幅は 7.5%に拡大した。食品とエネルギーを除いたコア CPI は前年同月比 1.2%上昇し、3 か月連続で 1%以上を維持した。サービス価格とエネルギー除き工業消費財価格はそれぞれ 0.7%、2.1%上昇し、CPI をそれぞれ約 0.29 ポイント、0.53 ポイント押し上げた。

このうち、内需拡大政策が引き続き効果を発揮し、家電と衣料の価格はそれぞれ 4.9%、2.0%上昇。航空券、家事サービス、外食はそれぞれ 7.0%、2.4%、1.2%上昇した。金製品の価格上昇幅は 58.4%に拡大した。その他、ガソリン車と新エネルギー車の価格はそれぞれ 2.5%、2.4%下落した。

CPI の前月比は 0.1%下落し、主にサービス価格の季節的な下落による。サービス価格は 0.4%下落し、CPI を約 0.16 ポイント押し下げた。連休後の旅行需要が季節的に落ち着いたため、ホテル宿泊、航空券、旅行代理店手数料、交通手段のレンタル料はそれぞれ 10.4%、10.2%、6.2%、3.6%下落し、合計で CPI を約 0.13 ポイント押し下げた。賃貸市場も閑散期に入り、家賃は 0.2%下落した。

国際原油価格の変動の影響を受け、国内のガソリン価格は 2.2%下落し、CPI を約 0.07 ポイント押し下げた。エネルギーを除く工業消費財は 0.3%上昇し、そのうち国際金価格の影響で金製品価格が 7.3%上昇、冬物の新作投入の影響で衣料価格が 0.8%上昇した。

食品価格は 0.5%上昇し、季節的水準を 0.9 ポイント上回った。主因は生鮮野菜の値上がりである。一部地域での降雨・気温低下が生鮮野菜の生産や輸送に影響し、価格は 7.2%上昇し、通常は 3.2%下落する季節的水準を大きく上回り、CPI を約 0.17 ポイント押し上げた。一方、市場供給が比較的十分で、豚肉、鶏卵、水産物はそれぞれ 2.2%、2.1%、1.8%下落し、合計で CPI を約 0.07 ポイント押し下げた。

2. PPI は前月比で引き続き上昇、前年比の下落幅はやや拡大

PPI(生産者物価指数)は前月比で 0.1%上昇し、2 か月連続の上昇となった。当月の PPI 前月比の動きをみると、主に次の特徴がある。

第一に、国内の一部業種で季節的に需要が増え、価格上昇をもたらした。各地で「冬場のピークに備える」取り

組みが始まり、石炭・ガスの需要が季節的に増加した。これにより、石炭採掘・洗炭業の価格は前月比 4.1%上昇、石炭加工価格は 3.4%上昇、ガス生産・供給業の価格は 0.7%上昇した。冬の到来に伴い、防寒・保温製品が繁忙期に入り、毛織物加工は 0.6%、羽毛製品加工は 0.2%上昇した。

第二に、輸入要因の影響により、国内の非鉄金属および石油関連産業の価格動向に分化が見られた。国際的な非鉄金属価格の上昇により、国内の非鉄金属鉱業は 2.6%上昇、非鉄金属の精錬・圧延加工は 2.1%上昇した。内訳では、銅の精錬は 2.9%、金の精錬は 1.4%、アルミの精錬は 0.2%それぞれ上昇した。

一方、国際原油価格の下落により、国内の石油・天然ガス採掘業は 2.4%下落し、石油精製製品の製造価格は 2.2%下落した。

PPI は前年同月比で 2.2%下落し、下落幅は前月より 0.1 ポイント拡大した。主な要因は、前年同月の比較基準が高かったことである。中国の各種マクロ政策が引き続き効果を発揮し、価格には前向きな変化が見られた。

第一に、「過度競争（いわゆる“内巻き”型競争）」の是正が成果を上げ、関連産業の価格下落幅が縮小した。主要産業での生産能力調整が着実に進み、市場競争の秩序が継続的に改善した。その結果、石炭採掘・洗炭業、太陽光発電設備・部品製造、リチウムイオン電池製造の価格下落幅は、前月に比べてそれぞれ 3.8 ポイント、2.0 ポイント、0.7 ポイント縮小し、いずれも複数月連続で縮小した。新エネルギー自動車の完成車製造価格の下落幅も、前月より 0.6 ポイント縮小した。

第二に、新興産業の急速な発展が、関連する産業の価格を押し上げた。新材料、エンボディド AI（具身知能）などの分野が急速に発展し、グリーン・低炭素への転換が一段と進んだことで、関連する需要が増加した。外部記憶装置および部品は前年同月比 13.9%上昇、黒鉛・炭素製品の製造は 3.8%上昇、集積回路の製造は 1.7%上昇、サービス用消費ロボット製造は 1.1%上昇、制御用マイクロモーターは 0.4%上昇、廃棄資源総合利用業は 0.4%上昇した。

第三に、消費ポテンシャルが効果的に引き出され、関連産業の価格が回復傾向を示した。消費拡大のための重点施策が引き続き効果を発揮し、消費需要が新たな広がりを見せた。工芸美術品・礼品の製造価格は前年同月比 20.6%上昇、スポーツ用ボール製造は 4.3%上昇、栄養食品製造は 1.1%上昇しました。家庭用洗濯機、テレビ製造、ルームエアコンの価格下落幅も、前月よりそれぞれ 3.7 ポイント、0.5 ポイント、0.1 ポイント縮小した。

輸出と輸入

税関総署の 2025 年 12 月 8 日の発表によると、2025 年 1~11 月の中国の貨物貿易（輸出入）総額は 41.21 兆人民元で、前年同期比（以下同じ）3.6% 増となった。そのうち輸出は 24.46 兆元（+6.2%）、輸入は 16.75 兆元（+0.2%）であった。

11 月単月では、貨物貿易の伸びが回復し、輸出入総額は 3.9 兆元（+4.1%）で、うち 輸出は 2.35 兆元（+5.7%）、輸入：1.55 兆元（+1.7%）であった。

主な特徴は以下の通り、

1. 一般貿易・加工貿易がいずれも増加

1~11 月、中国の一般貿易の輸出入総額は 26.04 兆元（+2.1%）で、外貿全体の 63.2% であった。加工貿易は 7.74 兆元（+7.3%）で、18.8% を占めた。保税物流方式は 5.92 兆元（+5.5%）で、14.4% を占めた。

2. ASEAN・EU 向けの貿易が増加

1~11 月、ASEAN（東南アジア諸国連合）は中国の最大の貿易相手で、取引総額は 6.82 兆元（+8.5%）、外貿全体の 16.6% であった。EU は第 2 位で、取引総額は 5.37 兆元（+5.4%）、全体の 13% であった。次に米国は第 3 位で、取引総額は 3.69 兆元（▲16.9%）、全体の 8.9% であった。そして同時期、「一带一路」共同建設国との貿易は合計 21.33 兆元（+6%）であった。

3. 民営企業・外資企業の貿易が増加

1~11 月、民営企業の取引総額は 23.52 兆元（+7.1%）、外貿全体の 57.1% であった。外商投資企業の取引総

額は 12.07 兆元(+3.5%)、29.3%、そして国有企業は 5.53 兆元(▲8.6%)、13.4%であった。

4. 輸出の 6 割超が機電製品、IC と自動車が大きく伸びる

1~11 月、機電製品の輸出は 14.89 兆元(+8.8%)で、輸出全体の 60.9% であった。その内訳は、自動データ処理装置及び部品 1.31 兆元(▲1.3%)、集積回路 1.29 兆元(+25.6%)、自動車 8969.1 億元(+17.6%)である。同期間の労働集約型製品の輸出は 3.7 兆元(▲3.5%)、15.1% で、その内訳は衣料・付属品:9872.6 億元(▲3.7%)、繊維品:9313.3 億元(+1.7%)、プラスチック製品:6776 億元(▲0.5%)、農産品輸出:6702.1 億元(+2%)であった。

5. 主要資源の輸入価格は下落、機電製品の輸入額は増加

1~11 月の主な輸入は、鉄鉱石 11.39 億トン(+1.4%)、平均価格▲9.4%、原油:5.22 億トン(+3.2%)、平均価格▲12.1%、石炭:4.32 億トン(▲12%)、平均価格▲23.9%、天然ガス:1.14 億トン(▲4.7%)、平均価格▲9.4%、大豆:1.04 億トン(+6.9%)、平均価格▲10.7%、石油製品:3843.3 万トン(▲14.5%)、平均価格▲4.9%、その他:プラスチック(一次形状):2428.1 万トン(▲7.8%)、平均価格▲0.8%、未加工銅および銅材:488.3 万トン(▲4.7%)、平均価格+6.4% 同期間、機電製品の輸入は 6.69 兆元(+5.5%) であった。

人事労務情報

2026年の祝日について

2026 年の元日、春節、墓掃日、勤労感謝の日、端午節、中秋節、国慶節の祝日は以下の通りです。

1. 元旦:1 月 1 日(木)~1 月 3 日(土):元旦休暇(3 日間)
※1 月 4 日(日)は振替出勤日
2. 春節:2 月 15 日(日)~2 月 23 日(月):春節休暇(9 日間)
※2 月 14 日(土)・2 月 28 日(土)は振替出勤日
3. 清明節:4 月 4 日(土)~4 月 6 日(月):清明節休暇(3 日間)
4. 労働節:5 月 1 日(金)~5 月 5 日(火):労働節休暇(5 日間)
※5 月 9 日(土)は振替出勤日
5. 端午節:6 月 19 日(金)~6 月 21 日(日):端午節休暇(3 日間)
6. 中秋節:9 月 25 日(金)~9 月 27 日(日):中秋節休暇(3 日間)
※9 月 20 日(日)は振替出勤日
7. 国慶節:10 月 1 日(木)~10 月 7 日(水):国慶節休暇(7 日間)
※9 月 20 日(日)・10 月 10 日(土)は振替出勤日

法務情報

労働紛争事件をめぐる最新の司法解釈に関する解説(下)

1. はじめに

「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する最高人民法院の解釈(二)」(法釈[2025]12 号、2025 年 9 月 1 日施行。以下、「司法解釈(二)」という)をめぐり、このニュースレターでは全 3 回の連載として、日系企業に向けた理論・実務両面からの解説を行っている。最終回として、本篇では第 16 条(労働契約の履行を継続しない事情)、第 18 条(仲裁又は訴訟の期間における賃金)及び第 19 条(法に基づき社会保険料を納付しなかった場合の責任)の 3 条を扱うものとしたい。

2. 第 16 条(労働契約の履行を継続しない事情)

(1) 規定内容

使用者が労働契約を違法に解除し又は終了した後において、次に定める事由のいずれかがあるとき、人民法院は、労働契約法 48 条に定める「労働契約の履行を既に継続することができない」ものと認

定することができる。

(一) 仲裁又は訴訟の過程において労働契約の期間が満了し、法に基づきその更新又は延長をすべき事情が存在しない場合。

(二) 労働者が法に基づき基本養老保険の受給を開始した場合。

(三) 使用者が破産の宣告を受けた場合。

(四) 使用者が解散した場合。ただし、合併又は分割のために解散を要する場合を除く。

(五) 労働者が他の使用者との間において既に労働関係を確立し、これが使用者の業務の完遂に重大な影響を与え、又は使用者からの申入れにもかかわらず、当該他の使用者との労働契約を解除しない場合。

(六) その他労働契約の履行を客観的に行うことができない事情がある場合。

(2) 解説

本条は、違法解雇が取り消された後でも、労働契約の原状回復(復職)が認められない「履行継続不能」の事情を、全国統一の基準として初めて明文化した点に最大の意義がある。これにより、各地でばらつきがあった司法判断の統一が図られた。本条に上記 6 つの事由を列挙しており、以下においてそれぞれ解説する。

- ① 第 1 号: この事由は、労働契約法 44 条 1 号に由来し、契約期間満了のほかに、法に基づき契約の更新・延長をすべき事情が存在しないことを要件とする。前者の「法に基づき更新をすべき」事情とは、労働契約法 14 条に定める事情であり、後者の「法に基づき延長をすべき」事情とは、労働契約法 42 条に定められた事情のほか、労災労働者が休業療養期間にあることなど関連法令又は地方法規に定められた事情をいう。したがって、本号は一般に、仲裁・訴訟の過程で 1 回目の有期労働契約の期間が満了し、その期間が 10 年未満であり、かつ、法に基づき更新・延長すべき事情が存在しない場合に適用される。
- ② 第 2 号: この事由は、労働契約法 44 条 2 号に由来するが、「労働者が法定定年年齢に達した」との要件は採用されておらず、基本養老保険の受給開始を要件としている。今後の司法実務において、会社側がこの法定定年年齢到達の事情をもって労働契約履行継続の請求に反論する抗弁としうるか否かについては、各地の司法実務の動向を踏まえる必要がある。
- ③ 第 3 号: この事由は、労働契約法 44 条 4 号に由来し、使用者に対する破産宣告によって労働契約は終了するため、特に実務上の争いは存しない。
- ④ 第 4 号: この事由は、労働契約法 44 条 5 号に由来するが、それに定められた事情のうち本号が採用したのは、使用者の解散のみである。しかし、「司法解釈(二)」は一般的な事情を列挙しただけで、営業許可証の取消しや閉鎖命令を、労働契約履行継続の請求に反論する抗弁から除外したわけではないように考えられる。
- ⑤ 第 5 号: 本号は、労働契約法 39 条 4 号に照らし、新たな就業との関連において従来の労働契約の履行が不能となる 2 つの事由を定めた。労働者が新たな使用者の元で就業している場合に、労働仲裁委員会・裁判所が旧使用者との関係回復を認めるることは通常考えられないが、「司法解釈(二)」において、従来の使用者の業務完遂に重大な影響が及ぶこと又は新たな就業先からの退職に係る従来の使用者の要求を拒んだことが要件化され、より厳格な認定基準となった。
- ⑥ 第 6 号: これは包括条項である。実務においては、信頼関係が既に破綻している、あるいは唯一無二の代替不能な職務を既に新任者が行っているといった抗弁が主張されているが、これらが第 6 号に該当するか否かについては、各地の司法実務の基準に照らして判断する必要がある。

(3) 実務的観点からの提言

労働契約の履行継続について労働仲裁委員会・裁判所がどのような基準に依拠するか。これは企業の意思決定に影響を与え、「司法解釈(二)」が厳格な基準を設定したために、企業側がより重い立証責任を負担することとなる。企業においては、現地の司法基準の変化に注意を払うとともに、日常の雇用をめぐるコンプライアンス管理を強化して、労働関係の解除・終了時に十分な論証を行うことが求められる。また、実際に労働関係の回復を求める請求を受けたときは、信頼関係の破綻や職務の代替など、「司法解釈(二)」には直接的な定めのない自社に有利な事情を模索することも必要となる。

3 第18条(仲裁又は訴訟の期間における賃金)

(1) 規定内容

履行を継続しうる労働契約を使用者が違法に解除し又は終了した場合において、労働者が使用者に対し、その違法な解除又は終了の決定後における労働契約の履行再開の前日までの賃金の支払を請求したとき、使用者は、労働者に対し、当該労働者が正規に労働を提供した場合における賃金基準に従って、その期間の賃金を支払わなければならない。労働契約の解除又は終了について使用者及び労働者の双方に過失があるときは、各自が相応の責任を負わなければならない。

(2) 解説

労働契約の解除・終了に関する使用者の決定が違法と認定され、取り消された場合には、原状回復又は損害賠償の原則に従い、使用者は、解除・終了から労働契約の履行再開までの期間に労働者が取得すべき賃金を支払わなければならないと解される。

① 賃金支払の期間

これまで、労働者が賃金に係る補填・賠償の請求をしたとき、各地においては計算する期間の起点、終点でばらつきがあった。本条1項により、違法な解除・終了から労働契約が履行の継続を回復する前日まで、との期間の始点と終点が明確化されたことで、その不統一は解消されることとなった。

② 賃金支払の基準

これまでの各地における運用不統一の解消を図るため、本条1項は、正規の労働を提供した場合における賃金をもって基準にするとの原則を明らかにした。

③ 過失責任の原則

「司法解釈(二)」は、意見募集稿と異なり、労働者による権利行使の不履行や紛争期間における業務遂行を過失認定の要素とせず、考慮すべき対象を訴訟前における労働契約の解除・終了に関する過失に限定するものとした。双方の過失の認定については、今後の各地の司法実務を注視していくことが必要となる。

(3) 実務的観点からの提言

労働契約の履行継続が認められた場合、使用者は原則として、違法な解除・終了の期間における賃金の全額を労働者に支払わなければならず、このことから、多くの労働者が履行継続の請求を選択するものと考えられる。それゆえ、使用者においては、労働契約の解除・終了をする前に、その合法性と履行継続の可能性を慎重に評価すべきである。また、労働者が労働契約の履行継続を請求する解除紛争において、使用者は、労働契約の解除・終了に関する労働者側の過失についても抗弁・立証を行うことが求められる。

4. 第19条(法に基づき社会保険料を納付しなかった場合の責任)

(1) 規定内容

社会保険料の納付が不要であることについて、使用者と労働者が合意し、又は労働者が使用者に対しその承

諾をしたとき、人民法院は、その合意又は承諾を無効と認定しなければならない。

使用者が法に基づき社会保険料の納付をしない場合において、労働者が労働契約法 38 条 3 号の規定に基づいて労働契約の解除を請求し、使用者に対して経済的な補償の支払を求めたとき、人民法院は、法に基づきこれを支持しなければならない。

前項に定める事情がある場合において、使用者が法に基づき社会保険料の追納をした後、労働者に対し、既に支払っていた社会保険料相当額の返還を請求したとき、人民法院は、法に基づきこれを支持する。

(2) 解説

①社会保険料不納の合意・承諾が無効

社会保険料の納付は、社会保険法に定められた使用者と労働者の法定義務であり、この強制規定に違反した合意は無効となる。これは既に司法実務における共通認識であって、本条 1 項はこの点を確認したものである。また、本条 3 項は、使用者から社会保険料の納付に代わる金銭を取得していた労働者は、使用者が社会保険料の追納を行った場合にその返還をしなければならないことを明らかにしている。

②社会保険料不納の合意を理由に退職時に経済的な補償を請求することを認める

本条 2 項は、裁判の基準を統一し、労働者が同項に定める理由により労働契約の解除を余儀なくされ経済的な補償を請求したときは、これを認めるものとした。「司法解釈(二)」と同時に公表された典型事例 6 件のうち、事例 6 が本条と関わっている。Z 氏と某警備会社との間で、社会保険を納付せず、それに代わる金銭を手当の形で Z 氏に支払うことが取り決められたところ、Z 氏がこれを理由に労働契約を解除し、当該警備会社に対して労働契約解除に伴う経済的な補償などの支払を請求した。裁判所は、社会保険料の不納に関する双方の合意は無効であり、当該警備会社が Z 氏の社会保険料を納付せず、Z 氏がこれを理由に労働契約を解除したことは、使用者が経済的な補償を支払うべきとの判断を下した。

(3) 実務的観点からの提言

現在の中国は、近年の高齢化などに伴う社会保険基金の負担増に対応して、社会保険への強制加入が全面的に行われつつある。司法においても、労働契約の解除を余儀なくされたとする労働者からの経済的な補償の請求を認めることによって、使用者による社会保険料の納付を促進している状況にある。使用者は、法に基づき社会保険の加入・保険料の納付をすべきであり、社会保険料の不納や現金化について労働者と合意することはもはや許されない。これらをめぐる不適切な対応をしていた過去がある場合には、やむなく労働契約を解除したとする労働者から経済的な補償を請求される事態を防ぐため、早期にその是正をすることが望まれる。

情報提供：金杜法律事務所

会計・税務情報

「滞納税公告弁法」の公布について

滞納税に関する管理業務の質と効果をさらに向上させ、公平な競争環境を整えるため、国家税務総局は「中華人民共和国税収徴収管理法」及びその実施細則に基づき「滞納税公告弁法」(国家税務総局令第 61 号)を制定し、2025 年 11 月 26 日付けで公布しました。主な内容は下記の通りです。

一、納税者権益保護の強化

立法目的において「納税者の合法的な権益保護」に関する内容を追加。公告前に納税者への事前通知及び異議申立プロセスを導入し、公告内容に対して、納税者が所定の期限内に異議を申し立てることができ、公告機関は所定の期限内に検証を行い、異議が認められる場合、公告内容を速やかに修正する。

二、公告範囲の明確化

未納の「教育費付加」や「地方教育費付加」、および「納付済み延滞税に対して発生した滞納金」を公告対象として明確化する。

三、公告機関の統一化

従来の省・市・県の三級税務機関が納税者の状況や滞納税額の規模等に基づき階層別で公告していた方式を、滞納税が属する県級以上の税務局(分局)が一括して公告する方に変更する。

四、公告頻度の統一化

公告の頻度を月次公告に統一する。

五、公告チャネルの統一化

社会全体が滞納税情報を把握しやすいよう、公告機関は行政執行情報公示プラットフォームで納税者の税金滞納状況を公表し、必要に応じて他のチャネルで別途公告することもできる。同時に、各省の税務機関が公式サイトでその管轄区域内の滞納税公告を検索可能な仕組みを提供する。

六、公告内容の規範化

公告内容の完全性を高め、社会全体が公告情報を把握できるよう、公告には「滞納税の所属期間」及び「未納付期日」等を追加する。

七、公告不要範囲の規範化

会社法及び企業破産法との整合を図り、公告不要となる事由を最適化する。破産手続において税務機関が法的に弁済を受けたが未だ国庫に入っていない税金・滞納金、及び裁判所の裁定に基づき、弁済を受けられなかった税金・滞納金を、公告不要範囲に組み入れる。

八、適時の情報更新メカニズム

納税者が公告に掲載された税金・滞納金を完納した場合、または登録情報の変更等により滞納税公告の内容に変更が生じた場合、公告機関は翌月に滞納税公告を発表する際に、関連内容を更新するものとする。

本公告は 2026 年 3 月 1 日より施行される。「滞納税公告弁法(試行)」(国家税務総局令第 9 号公布、第 44 号改正)は同時に廃止する。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海満意多企業管理諮詢有限公司
〒200336 上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 610 室
TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185
E-mail: info@shmydo.com